

# 経営持続化臨時特別支援金 (5/16 以降の休業要請等への支援金) 申請の手引き(7 月 10 日版)

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている 事業者の皆様をご支援するため、新たに2つの制度を創設します。

- 1. 支援金A 休業要請等の対象であって今回の道の休業要請等(5/16~)にご協力 いただいた事業者の皆様が対象
- 2. 支援金B 今回の道の休業要請等の対象外の事業者の皆様が対象
  - (注) 支援金A・Bの両方を受け取ることはできません

# 支援金Aについて ※休業要請等の対象施設を管理する事業者

道の休業要請等を受け、	F	「新北海道	
① 対象施設の休業にご協力いただいた事業者	記	スタイル」	士公姑
② 酒類を提供する上記①を除く飲食店において、道の要	に加	安心宣言の 取組を実践	又和領 10万円
請を受け、酒類の提供時間短縮(19 時まで)にご協力 いただいた事業者	え	すること	

- ※休業要請等の対象施設一覧は北海道公式ホームページに掲載しています。
- ※札幌市内の事業者については、道が5万円、札幌市が5万円を支給します。
- ―支援金の支給対象となる期間―

遅くとも<u>令和2年5月19日(火)から5月31日(日)まで</u>休業等にご協力いただくことが必要です。※休業要請等の期間が短縮された場合は、その日までご協力をお願いします。

# 支援金Bについて ※休業要請等の対象施設の管理者ではない事業者

〇休業要請等の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な			
休業等によりひと月の売上が前年同月比で50%以上	左	「新北海道	
減少している、国の持続化給付金を受給する事業者	記	スタイル」	支給額
※基本的に国の持続化給付金の支給対象者が対象となります。	に	安心宣言の	5万円
(持続化給付金の対象外であっても、本支援金では <u>特例として</u> 令	加	取組を実践	271
和2年1月から3月末までに開業し、一定条件(P3を参照して	え	すること	
ください)を満たす方も対象とします。)			

#### 【申請方法】

○郵送による申請

簡易書留や一般書留、レターパックプラス (郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの) で郵送してください。

T063-8691

札幌西郵便局 郵便私書箱 第39号

北海道 经営持続化臨時特別支援金 事務局

〇電子申請

申請画面URL https:/hokkaido-support.jp/add/

申請期限:支援金A <u>令和2年5月29日(金)~令和2年8月31日(月)</u> 支援金B **令和2年5月29日(金)~令和3年1月31日(日)** 

【北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター電話番号】

電話 011-350-7262

(受付時間) 平日 8時45分から17時30分まで

(6月28日(日)までは土・日も開設)

#### 「経営持続化臨時特別支援金」申請受付要項

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請等の対象であって、遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)までの期間、休業等にご協力いただいた事業者に対しては「**支援金A**」を、休業要請等の対象ではない方で、外出自粛等により売上が大幅に減少した事業者に対しては「**支援金B**」を支給いたします。

#### 2 支給額 対象等

	要件			支給額
支援金 A <u>休業要請</u> <u>等あり</u>	次の①又は②のいずれかに該当する事業者 ① 道の休業要請等を受け、対象施設の休業にご協力いただいた事業者 ② 酒類を提供する飲食店(上記①を除く)において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)にご協力をいただいた事業者	左記	「ス心組る ※イとに止新のむ口染を取(をい 新夕宣をこ新」業携取い践とウにくの細参 北イ言実と 本と者し組生にでイ強っこは照 道、が感努様り型ス社いす~だ 道安取す 夕民い防、式組口感会く。らさ	10 万円 (※)
支援金B <u>休業要請</u> <u>等なし</u>	休業要請等の対象外であるが、長期間の外出自 粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前 年同月比で50%以上減少し、「国の持続化給 付金」を受給する事業者 ※基本的に国の持続化給付金の対象者が対象となります。 (持続化給付金の対象外であっても、本支援金では特例とし て、令和2年1月から3月末までに開業し、一定の条件(P 3を参照してください)を満たす方も対象とします。)	記に加え		5 万円

(注) 支援金A・Bの両方を受け取ることはできません。

今回の道の休業要請や酒類の提供時間の短縮要請の対象となる施設を管理する事業者は、 支援金Aのみを申請することができるものであり、休業等へのご協力の如何に関わらず支 援金Bは申請できません。

(※) 札幌市内の事業者については、道が5万円、札幌市が5万円を支給します。

(申請については、道において一括して受理します。)

札幌市以外の市町村との連携につきましては、整理がつき次第、お知らせします。

# 支援金Aについて ※休業要請等の対象施設を管理する事業者

- ・ 道による5月16日以降の新たな休業要請等に対し、ご協力いただける休業要請等の対象施 設を管理している事業者が対象となります。
- ※遅くとも5月19日(火)から5月31日(日)までの全日程にご協力いただくことが必要です。なお、休業要請等の期間が短縮された場合はその日まで、延長された場合は5月31日まで休業又は酒類提供時間の短縮を継続していただくことが支援金の支給要件となります。

〈休業要請等の対象施設の範囲〉

5月16日(土)から5月31日(日)までの休業要請等の対象施設は、以下のとおり地域によって内容が異なりますのでご注意ください。

(要請等の期間は短縮される場合があります。最新の状況は道のホームページで ご確認ください)

対象施設は、別添資料 1 「新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧 (5/16 以降)」のとおりです。

類型	石狩振卵	<b>具局管内</b>	その他の地域		
<b>規</b> 空	5/16~5/24	5/25~	5/16~5/24	5/25~	
① 法令に基づく施設  【全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設】 例: キャバレー・ナイトクラブ・スナック等の接待を伴う飲食店、 カラオウボックス、ライブハウス、スポーツクラブ 等		<u>対象</u>	<u>対象</u>	<u>対象</u>	
② 法令に基づく施設で①③を除く施設 例: ネットカフェ、体育館、ボウリング場、パチンコ屋、映画館、 床面積計が 1000 ㎡超の各種商業施設・大学・学習塾 等	11.45				
③ 法令に基づく施設 例:床面積計が1000 ㎡超の博物館、美術館、図書館	<u>対象</u>	<u>对家</u>			対象外
④ 法令によらない協力依頼を行う施設 例:床面積計が1000 ㎡以下の各種商業施設、大学、学習塾 博物館等		<u>対象外</u>	対象外		
⑤ 酒類を提供する上記に含まれない飲食店					

※石狩振興局管内:札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市 当別町、新篠津村

- ・ 北海道内で対象施設を管理する法人(中小企業に限らず、大企業等も含まれます。)又は個人 事業者が申請者となります。
- ・ 道内に対象施設があれば、道外に本社がある法人であっても支給対象となります。
- ・ 複数の施設を管理している事業者は、全ての対象施設で取組を行うことが必要です。
- ・ 令和2年5月18日時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を 管理している事業者が対象です。
- 1つの施設内に、休業等を要請する施設と要請しない施設が併設され、明確に区分されている場合、休業等要請の対象となる施設を休業等した場合は、支給対象となります。
  - (例) 宿泊施設の中に休業要請となる「集会の用に供する部分(宴会場)」がある場合 銭湯の中に休業要請の対象となる「サウナ」がある場合
- ・ 休業要請の対象施設において、複数の個人事業者が1つの施設で営業しているケースで、施 設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。
  - 「(例) 複数のネイリスト (個人事業者) が 1 つのサロンで営業している場合

- ・ 出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設が特定できない場合は、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、支給対象外となります。
  - (例)マッサージ店(国家資格有資格者が治療を行うものを除く)は休業要請の対象ですが、 ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合、当該事業者が管理する施設が特定でき ないため、支給対象外となります。
  - ※支援金Aの支給対象外となりますが、支援金Bの対象となる場合があります。
- ・ 従来から酒類を提供していない飲食店及び、従来から通常 19 時以降に営業を行っていない飲食店は、支援金の対象となりません。

# 支援金Bについて ※休業要請等の対象施設の管理者ではない事業者

・長期間の外出自粛や自主的な休業等によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した 事業者が対象となります(<u>国の持続化給付金の対象であり道内に主たる事務所を有する事業</u> 者、又は<u>令和2年1月から3月末までに開業し、持続化給付金の対象外であって、道内に主</u> たる事務所を有する事業者(支援金Bの特例)が対象となります。)。

#### (参考) 国の持続化給付金の給付対象

- ○中小法人等 資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業 法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。
- ○個人事業者等 フリーランスを含む個人事業者が幅広く対象となります。

下記のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- ・国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、 当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 政治団体
- ・宗教上の組織若しくは団体 ※詳細は、中小企業庁ホームページをご参照ください。
- ※今後、国の持続化給付金の要件(令和2年5月15日時点)が緩和された場合においても、 当該給付金の要件はひと月の売上が前年同月比で50%以上減少を満たす事業者が対象です。
- ※令和2年6月29日から、「令和2年1月から3月末までに開業された方」も国の持続化給付金の支援対象となりました。(任意の1ヶ月の売上が、創業月から3月までの平均売上よりも50%以上減少した場合。)
- ・ 国の持続化給付金の対象となる事業者につきましては、申請書の添付書類として「給付通知書」の写しが必要となりますので、届いた後に申請してください。
- ※個人事業者の方で施設を有しない方は、道内に住所を有する方を対象とします。
- ・ 令和2年1月から3月末までに開業した方については次の要件をすべて満たす方が対象と なります。

#### 〈支援金Bの特例の対象となる方(令和2年1月から3月に開業し、国の持続化給付金の対象外)〉

○道内に主たる事務所を有する事業者(施設を有しない事業者は、道内に住所を有する事業者)

○令和2年4月1日以降12月31日までの任意の1ヶ月の売上が、令和2年1月 ~3月の任意の1ヶ月(基準月)の売上よりも50%以上減少した事業者 ※月の途中で開業し、当該月を基準月とする場合は「日平均売上×営業日」を 月売上とみなします。

【例】令和2年2月19日に開業(営業日は月~金(祝日含む))

2月売上:16万円、3月売上:30万円、4月売上:18万円の場合

2月の日平均売上:16万円÷8 (2月19日から2月29日までの営業日数)

= 2 万円

2月の月売上:2万円×20日(2月の営業日数)=40万円

(2月売上 40万円>3月売上 30万円 のため2月を基準月とする)

4月の売上:18万円 2月の売上:40万円

売上の減少率 (40万円-18万円)÷40万円×100=55%

50%以上減少しているため対象

- ○法人税法別表第一に規定する公共法人でない方
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」 当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない方
- ○政治団体でない方
- ○宗教上の組織若しくは団体でない方

## 3 取組の期間・内容

## 支援金A

- (1) 休業、酒類の提供時間の短縮
  - ・ <u>休業、酒類提供時間の短縮は、遅くとも令和2年5月19日(火)から開始し、同年5</u> 月31日(日)まで継続してください。
  - ・ 休業要請等の短縮や延長に伴う支援金の取り扱いについては、期間が短縮された場合は その日まで、延長された場合は5月31日まで休業又は酒類提供時間の短縮を継続してい ただくことが支援金の支給要件となります。

## 支援金AB共通

- (2) 「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践すること
  - ※「新北海道スタイル」とは、道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会をつくっていく取組のことです。

具体的には、下記のような取組をいいます。

- 1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
- 2. スタッフの健康管理を徹底します。
- 3. 施設内の定期的な換気を行います。
- 4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
- 5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
  - 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンシング。
  - ・間仕切りなどの活用。
  - 人数制限や空席の確保。
  - ・ 時差出勤、テレワーク など
- 6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
- 7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。(感染症対策の可視化(見える化))
- ・ 既に行っている取組も含めて、継続的に行うことが必要です。
- 取組の内容を申告していただくため、申請書表面下段の「新北海道スタイルの取組内容」 の欄に該当する取組をチェックしてください(その他をチェックされた場合は、具体的な 取組内容を括弧内に記入してください。)

※現在休業中の場合は、再開後の実施を予定している取組にチェックをお願いします。

・ 取組内容を別添資料2-1の事例を参考として、各事業者の取組を別添資料2-2の様 に「新北海道スタイル」安心宣言として作成し施設内への掲示やHP、チラシ等への記載 をお願いします。

(施設を有しないなど掲示等が困難な事業者は、「新北海道スタイル」安心宣言を作成し実践いただければ結構です)

今後は、感染症予防対策の実施状況により、お客様がお店を選ぶケースも増えていくと思われます。事業者の皆様におかれましては、お客様へのアピールにもつながると考えますので、「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践してくださるようお願いします。

## 4 申請に必要な書類

下記(1)~(14)以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出を求めることがあります。

## 支援金AB共通

- (1) 支援金申請書
  - ※ 北海道公式ホームページから印刷できない場合は、道庁本庁舎1階の道政広報コーナー、 総合振興局・振興局、市町村及び札幌市区役所で入手可能です(お住いの市町村にご確認 ください)。
- (2) 誓約書
  - 申請書類に虚偽がないことなどを誓約していただきます。
- (3) 通帳の写し
  - ・ 振込先の確認のため、口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かる ページの写し

- (4) 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】
  - ・ 申請者本人の住所が確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証など) の写し
- (5) 「新北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの
  - ・ 申請書下段の「新北海道スタイルの取組内容」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できるもの。(「新北海道スタイル」安心宣言の写しもしくは「新北海道スタイル」安心宣言が掲示されていることがわかる写真など)

# 支援金Aのみ

## 〈道の休業協力・感染リスク低減支援金を既に受給している方〉

- (6) 道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知の写し
  - ・道の休業協力・感染リスク低減支援金(4月25日から5月15日までの期間の休業等の要請にご協力いただいた事業者の皆様を対象とした支援金)の支給が決定した際にお送りする通知です。
    - ※5月22日より順次支給を開始し、支給通知を発送しております。支給通知の写しをご提出いただくことで今回の支援金の申請手続きが簡易になるため、支給通知が届くのを待ってから今回の支援金に申請いただくことをおすすめします。(支給通知を待たずに支給を申請される場合には、下記(7)~(9)の書類が必要となります)

# 〈遅くとも 5/19 から 5/31 まで、休業等の要請に新たにご協力いただける方〉

※休業要請等の期間が短縮された場合は、その日までご協力いただければ支給対象となります。

(7) 営業の実態が確認できるもの

対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。

次のア及びイに掲げる書類を提出してください。

ア 直近の確定申告書(法人の場合は別表1、個人事業者の場合は第1表(個人番号を塗りつぶしたもの))の本人控えの写し

【上記アの書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出してください】

- ・ 設立後間もないため、決算期や申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出 書の本人控えの写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し
- ・ 直近の月末締の現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書(施設を借 りて運営している場合)の写しなど、休業等の要請時点の営業実態がわかる資料
- イ 対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわ かる書類(飲食店営業許可、酒類販売業免許、古物商許可など)の写し
  - ※ 営業許可等が必要ない業種を営業している施設は上記書類は不要です。
- (8) 業種・業態が確認できるもの
  - ・ 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写しまたは、申請する対象施設ごとの外 観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真
- (9) 休業等の状況が確認できるもの
  - ・ 対象期間中に休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)こと がわかる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど
  - ・ 施設の一部(一区画)を休業した場合は、その状況がわかる資料(写真や見取図等)

## 支援金Bのみ

## 〈国の持続化給付金の対象の事業者〉

- (10) 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し
  - ・ 国の持続化給付金の支給が決定した際に、申請時に送付先として登録いただいた住所 に郵送される、給付額等が記載された国からの通知書です。
- (11) 業種・業態が確認できるもの
  - ・ 事業に関する宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写しまたは休業要請等対象施設で はないことがわかる施設の外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真
    - ※フリーランスの方は、活動の様子がわかるものでも構いません(例:フリーの音楽家の場合、パンフレット、写真、ホームページの写しなど)

#### 〈令和2年1月から3月末までに開業された方〉【支援金Bの特例】

- (12) 業種・業態が確認できるもの
  - ・ 事業に関する宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写しまたは休業要請等対象施設で はないことがわかる施設の外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真
    - ※フリーランスの方は、活動の様子がわかるものでも構いません(例:フリーの音楽家の場合、パンフレット、写真、ホームページの写しなど)
- (13) 法人の場合:登記事項全部証明書または商業登記簿謄本の写し

個人の場合:個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し(フリーランスの方は、現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書(施設を借りて運営している場合)、報酬にかかる通知や領収書など1月~3月までに開業したことが分かるものの写し)

- (14) 売上が減少した月及び比較する月(基準月)の売上高が分かる書類(帳簿等)
- ※令和2年1月から3月末までに開業し、かつ国の持続化給付金を受給された方につきましては、 添付書類を上記(10)、(11)とする申請も可能になりました((13)、(14)は不要です)。

#### 5 受付方法及び受付期間

- (1) 郵送申請**(書留等に限る)** 
  - ・ 受付期間: 支援金A 令和2年5月29日(金)から令和2年8月31日(月)まで 支援金B 令和2年5月29日(金)から令和3年1月31日(日)まで
    - \* 受付期間最終日の消印有効です。
    - \* 簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。
  - 宛先

<del>T</del> 0 6 3 - 8 6 9 1

札幌西郵便局 郵便私書箱 第39号 北海道 経営持続化臨時特別支援金 事務局

- ※ 封筒には差出人の**住所及び氏名を必ずご記載ください。**
- ※ 切手の金額が不足している場合は返送されますので、金額をご確認ください。
- ※ 申請書等の返却はいたしません。

#### ※ 感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。

- (2) 電子申請
  - 5月29日(金) 15時以降は、電子申請でも受付を開始します。
     申請画面URL https://hokkaido-support.jp/add/

#### 6 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。支援金は6月中旬以降、順次支給する予定です。
- (2) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する 通知を発送します。
- (3) 一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。
- ※ 審査の中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

#### 7 その他

- (1) 本支援金の支給決定後、事業者に申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、 本支援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者に支援金の返還を求めるとともに、 事業者の名称や代表者氏名を公表することがあります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する確認、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 事業者が下記に該当する場合は、支援金の支給対象ではありません。
  - ア 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)である。
  - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
  - エ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団 員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若し くは運営に協力し、又は関与していると認められる。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- (4) 申請書類の提出後、休業等の要請期間内にやむを得ず対象施設の営業を再開(対象施設の一部の再開を含む。)、酒類の提供時間短縮を中止する場合は、速やかにお問い合わせセンターに連絡してください。

【北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター】

電話 011-350-7262

(受付時間)平日 8時45分から17時30分まで

(5) 申請書類に記載された情報を、公的機関(税務当局・警察・保健所・市町村等)に提供する場合があります。